

清流の国ぎふ森林・環境税の使いみち

既存の税収と区別し、必要な施策のための財源とします。

森林部門

- 環境保全林の整備(人工林の間伐等森林整備)
- 里山林の整備(危険木の除去、バッファゾーンの整備)
- 脱炭素社会に貢献する森林づくり【新規】
(造林未済地等での再造林等)
- 教育福祉関連施設木造化・木質化、木製品の導入
- 木質バイオマスの利用促進
- ぎふ木育の推進
- 森林空間の活用促進
(観光景観林整備、施設整備、森林空間活用の普及促進【新規】)



里山林の整備(バッファゾーンの整備)



ぎふ木育の推進(ぎふ木遊館)

共通部門

- 地域活動の促進
(各種団体等が行う森づくり・川づくり活動等支援)



地域活動の促進(県民協働による竹林整備)



地域活動の促進(小学校への出前講座)



環境部門

- 野生鳥獣の個体数管理
(ニホンジカ・カワウ等捕獲、担い手育成、調査研究等)
- 自然生態系の保全・再生
(河川清掃、河川・水田魚道等の整備、モデル的な活動の促進等)
- 脱炭素社会ぎふづくり
(脱炭素社会ぎふを支える人づくり、地域循環共生圏構想の促進【新規】)



野生鳥獣の個体数管理(担い手育成)



自然生態系の保全・再生(排水路での生き物調査)

お問い合わせ

- 税の使いみちについて
林政部恵みの森づくり推進課 (058-272-8472)
(※令和4年4月1日～ 林政部森林活用推進課)
- 税のしくみについて
総務部税務課 (058-272-1153)